



* ハローワーク諫早からのお知らせ

平成30年4月1日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり（障害者雇用率制度）、この法定雇用率が、平成30年4月1日から下表のように変わります。下記の2点にもご注意ください。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	<u>2.2%</u>

お問い合わせ TEL 0957-35-4887

FAX 0957-56-8035

長崎障害者就業・生活支援センター 野口

働きたい

障害、ある方の「働きたい」をサポートしています

留意点① 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

★従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。その事業主には、以下の義務があります。

◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点② 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

★平成30年4月から3年を経過する日より前に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。

※2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。お近くのハローワークにお問い合わせください。

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」のご案内

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

◆ **対象者となる労働者** ◆ 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者で、①60歳以上の者、②身体障害者、③知的障害者、④精神障害者、⑤母子家庭の母等 など

◆ **支給額** ◆ 対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。 ※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

<短時間労働者以外>

*助成金を受給するためには、各種要件を満たす必要があります。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円×2期 (25万円×2期)
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年 (1年6か月)	40万円×6期 (33万円×3期)

※中小企業の判断基準、短時間労働者を雇い入れた場合の支給額、その他詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。お近くのハローワークにお問い合わせください。

※上記コースの他、発達障害や難病のある方を雇い入れる場合の助成として「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」もあります。

<お問い合わせ先>ハローワーク諫早 ☎ 0957-21-8609